

福山市新規展示会等開催支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 福山ビジットアソシエーションは、新たな展示会等の創出により福山市への経済波及効果をもたらし、地域資源の魅力発信及び交流人口の拡大を図ることを目的に、全国からの集客が見込まれる新たな展示会、学会、展覧会その他の催事（以下「展示会等」という。）の開催に要する経費に対し、福山市新規展示会等開催支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象事業)

第2条 補助の対象となる展示会等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新たに創出されたものであって、市内に会場があるもの。
- (2) 開催期間が3日間以上であるもの。
- (3) 初回開催以降、定期的（概ね3年に1回以上）に開催されるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体が主催又は共催するもの。
- (2) 補助対象展示会等を開催する会場の運営者が主催又は共催するもの。
- (3) 国、地方公共団体、その他機関から展示会等の開催に係る補助金等の交付を受けているもの。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っている者が主催又は共催するもの。
- (5) その他会長が適当でないと認めるもの。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、前条に掲げる補助の対象事業を主催する法人又は団体とする。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 会場設営関連費（会場使用料、設営・撤去費）
- (2) 作品展示物関連費（輸送費、使用料、消耗品費）
- (3) 講演会関連費（報償費、旅費、宿泊費）
- (4) 広報・印刷関連費（印刷製本費、広告掲載費）

2 複数の市域にまたがって会場を設ける展示会等にあっては、福山市内の会場に要する経費以外は補助の対象としない。

3 会長は、この要綱による補助金の交付決定前に事業に着手する特段の事情があると認められるときは、当該交付決定前に要した経費（交付決定を受けた年度と同一年度の経費に限る。）を対象経費として認めることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額（10分の10）とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、補助金額は、事業実施のために福山市が受領した企業版ふるさと納税の寄附額又は5,000,000円のいずれか低い額を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、福山市新規展示会等開催支援補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 法人又は団体の定款、寄附行為、会則その他これらに類するもので、その法人又は団体の存在を証明できるもの
- (4) 法人又は団体の過去3期の決算資料（財務諸表等）
- (5) 次回の継続開催に係る誓約書及び計画書類
- (6) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付の決定をしたときは、福山市新規展示会等開催支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「申請者」）に通知するものとする。

2 会長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、福山市新規展示会等開催支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、交付決定の内容に不服があるときは、福山市新規展示会等開催支援補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、福山市新規展示会等開催支援補助金変更承認申請書（様式第5号）を会長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、補助金交付決定額の20%以内の減額とする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、会長は、福山市新規展示会等開催支援補助金交付決定取消・変更通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、福山市新規展示会等開催支援補助金実績報告書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費に係る支出証拠書類（領収書の写し等）
- (3) 次回の継続開催に係る計画書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

3 補助事業者は、次回の事業実施期間が終了したときは、次に掲げる書類を添付し会長に提出しなければならない。

- (1) 福山市新規展示会等開催支援補助金実績報告書（様式第8号）

(2) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 会長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市新規展示会等開催支援補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 会長は、前条の規定により事業報告書が提出された場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合において、補助事業の完成を確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第10号）により会長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 会長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付要件に該当しなくなったとき又は補助金交付の条件に違反したとき。

(関係書類の整備)

第15条 申請者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第16条 会長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは関係者に対して質問することができる。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、2025年（令和7年）9月30日から施行する。